

## ホテル等建築事前相談書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

建築主	住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者)		電話	
代理人	住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者)		電話	
設計者	氏名		電話	
施工者	氏名		電話	
建築位置	高槻市		用途地域	
工事種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更・構造等の変更			
	届出部分	既存部分	合計	階数
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	地上 地下
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	高さ
延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	軒高
ホテル等の名称			建築物の構造	
客室数	総数	室	1人用	室
			2人用	室
収容人員	人	公告物類	屋上公告物・袖看板・ネオン等・その他	
駐車場	面積	m <sup>2</sup>	収容台数	
備考				

(添付図書)

- 1 付近見取図 2 建築物用途別周囲現況図 3 配置図 4 各階平面図 5 客室平面詳細図 6 立面図 7 断面図 8 完成予想図 9 屋外広告物関係図 10 客室内仕上げ表 11 外部仕上げ表 12 営業計画概要書(別記) 13 市長が必要と認める参考図書

(注意事項)

- この事前相談は、高槻市ホテル等建築の適正化に関する条例(以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づく届出に先立って、あらかじめホテル等の建築計画について市長と協議し、又は助言を受けるものです。
- ホテル等を建築しようとする者は、この事前相談書に必要事項を記入のうえ上記の図書を添付してください。
- この事前相談書の内容が条例及び同条例施行規則の改正により新しい条例に抵触することとなったとき又は、変更のある場合は再度事前相談を必要とする場合があります。
- この事前相談が完了した場合であっても、条例第5条第1項に基づく届出の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。